

令和6年度 後期選抜募集要項

福島県立郡山萌世高等学校

〒963-8002 福島県郡山市駅前二丁目11番1号

電話 024-932-1767

後期選抜は前期選抜により定員を充足しないコースにおいて実施する。

I 入 学 者 募 集

1 募 集 定 員

定時制の課程 普通科

昼間主コース 募集定員 120 名から、前期選抜の合格者数を除いた数とする。

夜間主コース 募集定員 40 名から、前期選抜の合格者数を除いた数とする。

2 出 願 資 格

本校に入学を出願することのできる者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

II 出 願

1 通 学 区 域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」により県下一円とする。

2 出 願 方 法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

3 併願の取扱い

志願者が出願したコースと異なるコースを第二志望とすることを認める。

4 出 願 期 間

令和6年3月15日（金）から3月18日（月）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

郵送により出願する場合（県外等）は、速達・書留とし、返信用封筒（返信先の住所、氏名等を明記した長形 3 号封筒に 824 円分の切手を貼付すること）を同封の上、令和 6 年 3 月 18 日（月）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

5 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 入学願書
 - ② 令和 6 年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）
ただし、年齢 20 歳以上の者（平成 16 年 4 月 1 日以前に生まれた者）については、調査書の提出を免除する。
 - ③ 受験票用紙
 - ④ 入学検定料納付済証明書用紙
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
 - ② 健康診断書（令和 6 年 1 月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、この要項に示した「I 入学者募集」の「2 出願資格」の「(2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者（1 ページ参照）については、健康診断書の提出を免除する。
 - ③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
 - ④ 受験票用紙
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、950 円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

6 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（様式統一 5 号、県教育委員会のホームページからダウンロードしたもの）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が 1 年間で 30 日以上とするが、30 日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が 1 年間で 30 日以上の場合提出できるが、30 日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84 円切手を貼付した返信用封筒（長形 3 号封筒）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和 6 年 3 月 15 日（金）から 3 月 21 日（木）までとする。

郵送の場合には、3月21日（木）必着とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

7 県外からの出願

県外からの志願者は、上記5に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。

- (1) 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類

志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（様式共通2号）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。

- (2) 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

8 願 書 受 付

- (1) 出願書類を受け付けた場合は、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。

ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者のみ交付する。志願者は、交付された入学検定料納付済証明書の写しをとっておく。

- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、入学願書に記載した事項に虚偽があると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。

9 出願先変更

志願者は、令和6年3月19日（火）に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

- (1) 本校内で出願先を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に「後期選抜出願先変更願」（様式後期2号の1）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部へ出願先を変更する場合は、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」のとおりとする。

- (3) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) すでに交付を受けた受験票は返還する。

10 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、「出願取消届」（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

- (2) 上記(1)以外の者は、「出願取消届」（様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

Ⅲ 入 学 者 選 抜

1 選 抜 方 法

本校校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、本校の特色やコースの特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

(1) 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は点数化しないが精査する。

(2) 面接

個人面接を実施する。

面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（国語、数学、外国語（英語））を含む。

学習活動の成果を問う内容については点数化し、100点満点とする。それ以外は段階評価する。

(3) 作文

作文を実施する。

あるテーマについて、400字程度で自分の感想や思いを述べる作文とする。

作文については、点数化し、100点満点とする。

(4) 選抜に当たっては、以下の点に配慮する。

ア 障がい等の有無については、特に就学不能と認められる者を除いては、不利益等を生じる資料としない。

イ 海外帰国生徒等に係る選抜資料については、その事情により、本校校長は県教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うこととする。

ウ 志願者から自己申告書の提出があった場合には、本校校長は、これを選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱う。

2 面接・作文の日時、会場及び受験上の注意

(1) 日 時 令和6年3月22日（金） 午前9時開始

(2) 日 程

7:50	8:10	8:30	9:00	9:40	10:00
受付	点呼 諸注意	入場	作文 【40分】	休憩	面 接

(3) 会 場 福島県立郡山萌世高等学校

(4) 受験上の注意

① 志願者は午前8時10分までに受付を済ませること。

② 受験票は当日忘れずに持参し、受付に提示すること。

③ 次のものを持参すること。

鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム。

上ばきは、持参する必要はない。

④ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類及び検査の趣旨

に反するものについては、検査会場への持ち込みをしないこと。(持ち込んだ場合は、一時預かる。)

- ⑤ 面接時間は、受験前日までに在学（出身）中学校に連絡するとともに、当日本校にて連絡する。午後の場合は、昼食を持参すること。
- ⑥ 面接待機時間に、本を読むことは差し支えない。

3 合格者発表

- (1) 令和 6 年 3 月 25 日（月）午後 3 時以降に、本校で発表する。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、受験票と引き換えに合格通知書を交付する。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

4 その他

- (1) 障がい等のある志願者に対する配慮は次のとおりとする。

- ① 中学校卒業者及び卒業見込の者

ア 原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（様式共通 11 号）を、本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（様式共通 12 号）と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

本校校長は必要に応じて、県教育委員会と受験上の配慮に関して協議を行う。

イ 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（様式共通 13 号）により、受験上の配慮に関して中学校長を通して志願者に通知する。

- ② 上記①以外の者

ア 原則として年内に、志願者は、「受験上の配慮申請書」（様式共通 11 号）を、本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。

本校校長は必要に応じて、県教育委員会と受験上の配慮に関して協議を行う。

イ 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（様式共通 13 号）により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。

- (2) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、「入学辞退届」（様式共通 8 号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (3) 入学者選抜に関するその他のことがらについては、「令和 6 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」のとおりとする。

※ 本校の入学者選抜事務での氏名等については、外字を用いず、コンピュータ等で一般に使用されるものを用いますのでご了承ください。